

政治倫理確立特別委員会

政治倫理を確立するための条例制定に関して、調査しています。「委員会開催回数 6回(平成18年8月11日の設置から平成19年1月末まで)」

【調査の概要】

三重県議会議員の政治倫理の確立に關し、議員の名譽と品位を損なう行為、地位を利用した不当な行為などに関する事項を調査・検討しました。
この検討結果をもとに、議員の責務、政治倫理規程、政治倫理規程に反する疑いがある場合の対応などについて、議員提出議案として「三重県議会議員の政治倫理に関する条例案」をとりまとめ、第4回定例会に提出しました。



議会運営委員会の活動状況

議会の運営に関することを中心に、議会関係の条例、規則などに関する事項、議長が諮問した事項などについて協議しています。「委員会開催回数 22回」

【協議・審査の概要】

議会の運営に関する協議のほか、特に第4回定例会では、地方自治法の改正に伴う「三重県議会会議規則」などの改正案について協議し、付託された「三重県議会基本条例案」について、詳細な審査を行いました。



「県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)中間案」に基づく今後の「県政運営」等に関する申し入れを行う

三重県では、平成19年度から平成22年度までを期間とする「県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)」を策定し、さまざまな施策・事業に取り組んでいく予定で、その中間案が平成18年第4回定例会で公表されました。

三重県議会では、全員協議会や各常任委員会、中間案について調査を行い、「これまでの戦略計画を総括し、その検証をふまえた上で次期計画に生かしていくこと」、「施策の数値目標を、県の事業の成果が反映されるように的確に設定すること」、「県土づくりをどのようにしていくかを明確にすること」といった計画全体への指摘や、各施策に対する要望などをとりまとめました。



そして、平成19年1月11日に、議長、副議長および各常任委員長から、知事に対して、今後の計画策定および県政運営に反映させるよう、申し入れを行いました。

三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会が議長への最終報告を行う

この検討委員会

は、公共サービスの民間開放、規制緩和や地方分権など、地方公営企業を取り巻く環境の変化をふまえ、三重県企業庁および病院事業庁が管理



運営する事業の民営化について検討するため、議長の諮問機関として民間委員6名、県議会議員3名(うち1名は現在欠員)で検討を進めてきました。

今年度は、病院事業庁事業の在り方について、さまざまな視点から、延べ11回に及ぶ調査・検討を重ね、本年2月28日に、「県立4病院の現状評価と改革の方向」や「今後県が果たすべき役割について」などを内容とする最終報告を議長に対して行いました。



議会の窓

◎ インターネットによる中継を行っています

県議会では、開かれた議会運営の実現のために、皆さまがどこからでもご覧いただけるよう、インターネットにより、すべての本会議、常任・特別委員会の生中継・録画中継を実施しております。
ご覧いただく方法

○ 三重県議会ホームページ (<http://www.pref.mie.jp/GK/ALS/kengij/gikal.htm>) の「三重県議会議中継」のページからご覧いただけます。

◎ 問い合わせ窓口

〒514-8570 津市広明町13
三重県議会事務局企画法務課
☎059-224-2877
☎059-229-1931
✉gkai@pref.mie.jp

